

八代広域行政事務組合監査委員公告第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況を、
別紙のとおり公表します。

令和8年10月7日

八代広域行政事務組合監査委員

野々口正治

八代広域行政事務組合監査委員

山本敬晃



定期監査結果に対する 措置状況

(令和8年10月)

八代広域行政事務組合
監 査 委 員

【様式1】

八 消 総 第 4 1 6 号

令 和 8 年 9 月 2 4 日

八代広域行政事務組合監査委員 様

八代広域行政事務組合管理者

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

監査対象年度 令和7年度

監査実施期間 令和8年7月2日 ～ 令和8年7月30日

指摘事項	令和6年10月1日から令和9年3月31日の期間で行政財産使用許可証が発行されている、みなと消防署の支線柱1本について、使用料の請求が行われていなかった。 行政財産使用料の徴収においては、八代広域行政事務組合財産使用料条例に基づき、適正な事務に努めていただきたい。
改善内容	みなと消防署の支線柱1本の使用料については、請求を失念していたため、ご指摘後、令和8年7月15日に請求を行い、令和8年8月5日に収入いたしました。 今後は、「土地占用料チェックリスト」により許可内容を確認し、請求もれがないよう再発防止に努めてまいります。